

古宮町産業用地整備事業に関する基本協定書（案）

古宮町産業用地整備事業（以下「本事業」という。）に関し、大垣市（以下「甲」という。）と〇〇〇【法人名】（以下「乙」という。）との間で、次のとおり、基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本事業の円滑な実施のために必要な事項について定めることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 整備施設等 本事業において第4条第2号の実施場所に整備される産業用地、新場内通路、新付属店舗、警報盤及び自動火災報知設備受信機、その他提案者が提案に基づき整備する施設等をいう。
- (2) 公募型プロポーザル 甲が本事業の実施に伴い、提案者からの提案を受け、当該提案の評価及び審査を行い、本事業の履行に最も優れた提案者を特定する方式をいう。
- (3) 仕様書 本事業の実施に当たり、甲が公募型プロポーザルにおいて示した古宮町産業用地整備事業仕様書をいう。
- (4) 設計 仕様書第4章の設計業務をいう。
- (5) 建設工事 仕様書第5章の建設工事をいう。
- (6) 工事監理 仕様書第6章の工事監理業務をいう。

（甲と乙の義務）

第3条 甲及び乙は、本事業の趣旨に鑑み、事業目的の達成と円滑な推進に資するため、積極的に協力するものとする。

(本事業の概要)

第4条 本事業の概要は、次のとおりとする。

- (1) 事業内容 整備施設等の設計、建設工事及び工事監理
- (2) 実施場所 大垣市古宮町内（大垣市公設地方卸売市場）
- (3) 面積 約56,019㎡
- (4) 事業期間 協定締結の日から令和5年2月28日まで

(業務内容及び実施期間)

第5条 乙は、仕様書に基づき、次の業務を実施期間内に行うものとする。

業務	実施期間
設計	設計業務委託契約の締結日から令和3年8月まで
建設工事	建設工事請負契約の締結日から令和5年2月28日まで
工事監理	工事監理業務委託契約の締結日から令和5年2月28日まで

(設計)

第6条 整備施設等の設計は、設計業務委託契約及び仕様書に基づき、甲及び乙が協議して行うものとする。

(建設工事)

第7条 乙は、前条の設計及び建設工事請負契約に基づき、整備施設等の建設工事を行うものとする。

(工事監理)

第8条 乙は、工事監理業務委託契約に基づき、整備施設等の建設工事に係る監理を行うものとする。

(事業契約の締結)

第9条 甲及び乙は、設計業務委託契約、建設工事請負契約（造成工事、道路工事、建築工事）及び工事監理業務委託契約（これらをまとめて以下「事業契約」という。）を締結するものとする。

2 事業契約の金額は、提案書に記載された金額を基に甲及び乙が協議して決定するものとする。

3 大垣市議会の議決が必要とされる場合は、大垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年大垣市条例第6号）による議決を得てから契約するものとする。

ただし、建設工事請負契約については、仮契約を締結し、議会の議決をもって本契約として成立するものとする。

なお、議会の議決を得ることができない場合は、受託者の地位を失う。

（業務委託及び工事請負代金の決済、調査費等への充当）

第10条 甲は、乙に対し、設計業務、建設工事（造成工事、道路工事、建築工事）及び工事監理業務の費用については、提案のあった産業用地の買取価格をもとに、完成確認後、費用相当分の産業用地を引き渡す「代物弁済」により弁償する。

2 前項において引き渡した産業用地の残地については、提案のあった産業用地の買取価格により乙に売却し、本事業の実施に伴い、市が実施した調査費等（測量、地歴調査等）に充当する。

3 甲と乙は、前2項について、別途代物弁済契約及び土地売買契約を締結するものとする。

（契約の効力）

第11条 第9条の規定にかかわらず、事業契約の締結までに、乙に次の各号のいずれかの事由が生じたときは、原則として、甲は事業契約を締結せず、また、仮契約を締結している場合であっても、本契約としての効力は生じない。

(1) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てをしたとき又は申立てがなされたとき。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしたとき又は申立てがなされたとき。

(3) 大垣市入札参加資格停止等の措置要領（平成11年4月1日制定）の規定による入札参加資格停止措置を受けたとき。

(4) 大垣市が行う契約及び交付する補助金等からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年1月4日制定）の規定による暴力団排除措置対象者となったとき。

（契約の不調）

第12条 乙の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合は、既に甲と乙が本事業に関して支出した費用はすべて乙の負担とする。この場合において、乙は、本事業にかかる事業費の100分の10に相当する金額の違約金を甲に支払う。

- 2 甲の責めに帰すべき事由により、事業契約の締結に至らなかった場合又は乙の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず本事業に関し必要な大垣市議会における議決がなされないことにより、事業契約の締結に至らなかった場合は、既に甲と乙が本事業に関して支出した費用はすべて甲の負担とする。
- 3 前2項に規定する本事業に関して支出した費用は、甲及び乙が協議して定める。
- 4 第1項及び第2項の場合のほか、甲又は乙のいずれかの責めに帰すべき事由なくして契約の締結に至らなかった場合は、既に甲と乙が本事業に関して支出した費用は、各自の負担とし、相互に債権債務関係は生じないものとする。
- 5 事業契約の締結に至らなかった場合は、乙は公表済の書類を除き、本事業に関して甲から交付を受けた書類その他複写物をすべて甲に返却し、本事業に関して甲から交付を受けた書類を基に作成した資料、文書、図面、電子的記録及びその複写物をすべて破棄しなければならない。この場合において、乙は返却した書類等の一覧表又は廃棄した資料等の一覧表を甲に提出するものとする。

(施設等の管理)

第13条 乙は、完成確認後、整備施設等（ただし、産業用地を除く。）について、甲に管理を移管する。

(市内事業者の活用)

第14条 乙は、大垣市公契約条例（平成28年条例第4号）第17条の規定に基づき、第5条の業務実施にあたり、下請負者を選定するとき又は資材等を調達するときは、市内に事務所又は事業所を有する事業者の積極的な活用に努めるものとする。

(企業誘致)

第15条 甲と乙は、協力して産業用地への大垣市公設地方卸売市場の機能、運営及び周辺環境に支障がない企業を誘致するものとする。

- 2 誘致する企業は、製造業又は市内に本社がある企業を優先し、一定期間経過後は、甲と乙が協議の上、決定する。

(分譲価格)

第16条 産業用地の分譲価格は、工事完了前までに甲と乙が協議の上、決定する。

(秘密保持)

第17条 甲及び乙は、本協定に関する事項につき、相手方の承諾を得ずして、これを第三者に開示しないこと及び本協定の目的以外に使用しないことを確認する。ただし、裁判所その他公的機関により開示が命ぜられた場合及び甲が法令又は条例に基づき開示する場合は、この限りではない。

(本協定の変更)

第18条 本協定は、甲及び乙の書面での合意による場合にのみ、変更することができる。

(本協定の有効期間)

第19条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和5年2月28日までとする。ただし、契約の締結に至らなかった場合は、契約の締結に至る可能性がないと甲が判断して乙に通知した日までとする。

2 本協定の有効期間の終了にかかわらず、第12条、第15条、第16条、第17条及び次条の規定の効力は存続する。

(準拠法及び裁判管轄)

第20条 本協定は日本国の法令に従い解釈され、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄裁判所は岐阜地方裁判所大垣支局とする。

(その他)

第21条 本協定書に定めのない事項又はこの協定の運用に関し疑義が生じたときは、甲及び乙が協議して進めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙記入押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

(甲) 岐阜県大垣市丸の内2丁目29番地

大垣市長 小 川 敏

(乙)